

東葛ユニオン通信

第67号 2019年11月号

発行:千葉東葛ユニオン

発行責任者: 金子 政信

〒277-0831 柏市根戸406-4

TEL/FAX 04-7132-8710

労働相談は 04-7132-8710 実績10年

メ-ル: tokatu-center@tokatunokai-union.com

H P: <http://www.tokatunokai-union.com>

介護ではたらくみなさんの労働組合
東葛介護ユニオンへ入ろう!

特養東松戸ヒルズ(松戸市紙敷1065-4)は、介護福祉士として働いていたFさんが施設利用者(入所者)の暴力で障害を負ったこと的事实を認め、使用者としての詫びの一言くらいすべきです。また障害者となっても働き続けたいFさんの意思を尊重し職場復帰を認めるべきです。



松戸市内の特養など介護施設を展開する社会福祉法人陽光会経営の特別養護老人ホーム(特養)東松戸ヒルズで、2017年2月、Fさんは入所者からいきなり暴力を振るわれ負傷、右腕の上肢から指先までがマヒ状態となる障害を負いました。

その後リハビリを重ね、今年9月になって、医師から、障害をかかえながらも、軽減勤務(勤務時間の短縮など)からなら仕事復帰可能の診断を受け、10月16日から職場復帰したい旨の届出をしました。

ところが、陽光会恩田雄一理事長(東松戸ヒルズ施設長)は、「フル勤務できなければ職場復帰は認めない」というかたくなな態度をとり続け、Fさんの職場復帰を認めようとしないどころか、11月16日付での「解

雇」(退職通知)を言い渡しました。しかも、恩田雄一理事長はFさんが障害を負ったことへの一言の詫びの言葉もありません。

…障害者にも働く権利はある…

いま障害者の雇用と病気をかかえながらも職場での仕事復帰(治療と職業生活の両立)が経営者へもとめられています。社会福祉法人なら、なおのこと、法人にふさわしい職員へのいっそうの心配りが求められているのではないのでしょうか。

詫びもせず、職場復帰も認めず、職場から放り出す恩田雄一理事長は許せません。

12月20日松戸地裁で、陽光会の民事責任を追及する第1回公判が開かれます。

東葛介護ユニオン

労働相談・組合加入大歓迎!

相談は無料...

ユニオン組合費は毎月1000円(共済含む)



安心して働ける介護職場にしていきたい!

よりよい介護をしたい!

そんな仲間が集まった東葛介護ユニオン

問合せ・連絡先 050-1372-8622



労基法違反の是正を含む職場改善にむけて第一歩

松戸市内介護関連施設の労基法違反ぶりは際立っています。介護付き老人ホームまつど小金では、●夜勤の時に休憩が取れない、●法定休日(労基法35条…毎週少なくとも1日、または4週間に4日以上与えなければならないとされている休日、暦日が原則)が取れない、●残業代の不払い、●諸研修・会議は勤務外扱い、●有休は一方的に指定、●「深夜割増」は夜勤手当に含む、など労基法の違法・脱法行為、厚労省「介護労働改善指針」違反のオンパレード職場です。11月16日の団体交渉では労基法違反の是正を含む回答となりました。

↓

(スマホで検索「介護労働者の改善ポイント」)

要求：公休のうち週一回は暦日(0時から24時)による法定休日の確保を…(回答)暦日の法定休日となるよう改善します。

要求：勤務表提示の時の本人同意のない有休指定は是正を…(回答)一方的指定はないと思うがもしあれば改善、本人の同意希望にそって有休指定をおこなっていきます。

要求：諸研修・会議は勤務扱いとすること…(回答)勤務扱いとするようすでに改善してきています。

*** 介護労働者の改善ポイント…引継ぎ時間、報告書作成時間、利用者のサービスに係る打ち合わせ、研修は労働時間**

要求：(残業時間の日々の計算は)1分単位でおこない残業として「時間外超過手当」として計算支給すること…(回答)指摘の通り改善していきます。

*** 厚労省ガイドライン…労働者の労働日ごとの(実際の)始業・終業時刻を確認、タイムカードなどの客観的な記録を基礎として…**

要求：夜勤による深夜割増は「夜勤手当」とは別に支給すること…(回答)現行の夜勤手当(一回3500円)に深夜割増を含むという規定は改善します。

*** H29/7/31厚労省通達(第27号)主旨：(夜勤手当に含まれる)深夜割増(10時から翌5時まで25%割り増し)分を時間、金額で明示しなければ違法**

要求：夜勤の休憩時間が取れるようにすること…(回答)巡視(見守り)の回数が適切かどうかの見直しをおこない、休憩が取れるように改善しています。

要求：有休の取得状況がわかるよう給与明細へ記載を…(回答)9月支給分から記載するよう改善した。

要求：入所者さんからのパワハラ行為で職員が受傷の時の補償対策を…(回答)(民間損害保険などで)どのような補償があるか調査し検討していきます。

介護者から入所への禁止されている虐待行為も含めコンプライアンスのあり方について…(回答)(気兼ねなく)職員からの申し出が出来るよう工夫していきます。

10月11月の交渉合意、

解体業N社Pさん、Tさんの「残業代不払い」、製造業Fさんの「雇い止め」、特養E施設Mさん「配転強要、残業代不払い」 紛争解決しました。

解体業N社の「残業代不払い」はPさん、Tさんの納得のいく金額支払いで合意、Tさんは事業所閉鎖のため雇用契約期限切れの「雇い止め」で残念ながら退社せざるを得ませんでした。納得いく金銭解決で合意しました。



第13回
労働生活健康
なんでも相談会
in松戸会場

無料です!
秘密厳守!

弁護士・社労士・医師など専門スタッフが相談に応じます!

ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

2019年12月26日(木)
時間：10時～14時
会場：松戸駅西口デッキ

◇法律相談等は別会場を用意しています。

【事前電話相談】TEL04-7132-8710
日にち：12月23・24・25日(月・火・水)
時間：10時～14時

☆これは、事前相談の日時です!

主催：ちば派遣村in東葛実行委員会
事務局：〒277-0831 柏市根戸406-4 千葉東葛ユニオン内 TEL&FAX04-7132-8710

ユニオン組合員の皆さんへ
年末なんでも相談会への参加をお願いします。
介護ユニオンの方は介護相談専門相談員で

9時半現地集合